

学校法人代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦**短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大と保険料調整制度の創設について**

平素から、私学事業団の共済業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年6月に公布された「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）」に基づき、本年10月以降、改正となる事項をお知らせします。

1 短時間労働者の賃金要件の撤廃と特定減額特例対象者の資格取得**（1）賃金要件の撤廃（施行日 令和8年10月1日予定）**

最低賃金の引き上げに伴い1週間の所定労働時間が20時間以上であれば、月額賃金は8万8千円を上回ります。これにより、賃金の月額が8万8千円以上とする要件は撤廃されます。

（2）特定減額特例対象者の資格取得（施行日 令和8年10月1日予定）

最低賃金法第7条（最低賃金の減額特例）の適用を受ける短時間労働者のうち、月額賃金が8万8千円未満の人（特定減額特例対象者といいます）は原則として資格取得の対象となります。ただし、新たに特例規定が設けられ、本人から学校法人等を通じて私学事業団へ「特定減額特例対象者資格取得申出書（私学事業団用）」〈仮称〉を提出することで任意で短時間労働加入者として資格取得することが可能となります。

【参考 短時間労働加入者となる要件（令和8年10月1日以降）】

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること ② 2か月を超える雇用の見込みがあること
③ 学生でないこと ④ 通常の加入者数が51人以上の学校法人等であること（段階的に縮小・撤廃）

2 短時間労働者を適用対象とする規模要件の段階的縮小と撤廃（施行日 令和9年10月1日以降）

特定学校法人等となる学校法人等の規模は70歳未満の通常加入者が常時51人以上であることが定められており、そこで短時間労働者が週20時間以上働く場合、対象者は私学共済の短時間労働加入者として資格取得報告書を提出する必要があります。

この規模要件は下記の表のとおり段階的に縮小され、撤廃となります。

規模要件	実施時期
51人以上	現在
36人以上	令和9年10月1日から
21人以上	令和11年10月1日から
11人以上	令和14年10月1日から
撤廃	令和17年10月1日から

*規模要件が変更となる実施時期の約1か月前に、それまで規模要件を満たしていなかった学校宛に短時間労働者の私学共済制度適用に関する案内文をお送りします。

3 保険料調整制度の創設（施行日 令和8年10月1日）

保険料調整制度は、新たに加入者となる短時間労働者の掛金等負担を軽減するために、令和8年10月1日より新たに導入される制度です。学校法人等が私学事業団に申し出てから3年間の掛金等について適用されます。学校法人等には加入者にかかる軽減分を一時的に負担していただきますが、一定期間経過後に掛金等の異動減額で調整するため、最終的に学校法人等が納付する掛金等が折半負担額を超えることはありません。また、加入者が将来受け取る年金額にも影響はありません。

なお、賞与等にかかる掛金等は、保険料調整制度の対象外です。

（1）対象となる学校法人等

- ①施行日以降、任意特定学校法人等（通常加入者が50人以下の学校法人等が労使の合意を得て、短時間労働者を私学共済制度に適用させる）となった学校法人等

【注】8年9月30日以前に任意特定学校法人等となった学校法人等は対象外

- ②表面「2 短時間労働者を適用対象とする規模要件の段階的縮小と撤廃（施行日 令和9年10月1日以降）」に該当する学校法人等

（2）対象となる加入者

標準報酬月額が12万6千円以下の短時間労働加入者

（3）期間及び増加負担割合（保険料調整額）

加入者の負担軽減による学校法人等の増加負担割合は、対象となる加入者の標準報酬月額により異なります。また、制度利用3年目は軽減負担割合が半減します。

標準報酬月額		8.8万円	9.8万円	10.4万円	11万円	11.8万円	12.6万円
学校法人等の増加負担割合	1・2年目	25/100	20/100	14/100	9/100	5/100	2/100
	3年目	12.5/100	10/100	7/100	4.5/100	2.5/100	1/100

（4）手続き

保険料調整制度を利用するためには、学校法人等が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、学校法人等から私学事業団への申し出が必要です。手続きについての詳細は改めて周知します。

なお、保険料調整制度利用の申し出のある学校法人等では、申し出によりすべての該当する加入者が同制度の対象となりますので、加入者ごとの手続きは不要です。

＜内容等に関するお問い合わせ先＞

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

項番1、2…資格課 項番3…掛金課

☎03 (3813) 5321 (代表)